

# 甘楽町空き家リフォーム補助金について

## 申請受付期間

補助金を受けようとする年度の**6月1日から8月31日**

## 補助金額

工事費2分の1(千円未満は切り捨て)、**上限額は50万円とする。**

## 補助対象空き家

- ・申請する年度の4月1日時点で、1年以上居住の用に供していない住宅
  - ・昭和56年6月以降に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたものであること。
- ※ただし、昭和56年5月31日以前に上記の確認を受けて建築されたものについては、次のいずれかを満たすものであること。
- (1) 過去に耐震改修工事(耐震診断による総合評点が1.0未満の木造住宅について、耐震性の判断基準に係る上部構造耐力の評価を1.0以上とする工事をいう。)を実施していること。
  - (2) 耐震診断の結果、総合評点が1.0以上であること。
  - (3) リフォーム補助金で耐震改修工事を行うものであること。

## 補助対象者

- ・市区町村税等の滞納のない者
- ・申請日時点で、リフォームする住宅の所在地に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、本町の住民基本台帳に記録されていない者
- ・本町の住民基本台帳に記録されている者が空き家の取得により、当該空き家に転居をする場合は、当該転居の日から起算して10年以上本町に生活基盤を置く意思がある者又は空き家の取得によって当該空き家に転入する場合は、当該空き家に転入し本町の住民基本台帳に記録された日から起算して10年以上本町に生活基盤を置く意思がある者
- ・補助金の交付を受けた日の属する年度内に居住を開始する見込みの者
- ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- ・申請工事の内容について、他の補助事業等を重複して受けていない者
- ・甘楽町暴力団排除条例(平成24年甘楽町条例第1号)第2条に規定する暴力団員等でない者

## 補助対象工事

- ・工事費が 20 万円以上であること。
  - ・事業者が発注して実施するリフォームであること。
  - ・交付決定を受けた後に着工するリフォームであること。
  - ・併用住宅のリフォームを実施する場合は、居住の用に供する部分のリフォームであること。
- ※補助対象工事及び対象外工事は、以下の表の通りとなります。

### リフォーム補助対象工事一覧表

リフォームの内容	具体例・備考
屋根の葺き替え、塗装等	
外壁の張り替え、塗装等	
雨どい等の取り替え、修理	
根太、大引き等床組み補修工事	
床材、内壁材、天井材の張り替え、塗装等	
畳の張り替え等	
床、壁、天井、屋根の断熱改修工事	
間仕切りの変更工事	
建具、開口部等の取り付け又は交換等	窓、ガラス、サッシ、網戸、雨戸、シャッター、ふすま等
バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差の解消)	介護事業等と重複しないこと。
浴室、トイレ、キッチン、洗面室等の水回り改修工事	
給排水衛生設備工事	住宅改修工事(浴室、トイレ、キッチン、洗面室、居室等の改修工事)に伴うものに限る。
給湯設備工事	
換気設備工事	
電気設備工事	
ガス設備工事	
床暖房設備工事	
住宅に付随するバルコニー、ベランダの設置等	
増築、減築工事	住宅改修工事(浴室、トイレ、キッチン、洗面室、居室等の改修工事)に伴うものに限る。
その他町長が認める工事	

## リフォーム補助対象外工事一覧表

工事内容
新築の工事
別棟の車庫、物置及び倉庫等の工事
店舗、工場、事務所等の工事
門、塀、舗装、擁壁等の工事
造園、植樹、剪定等の植栽に係る工事
解体工事(補助対象工事に伴う部分の解体を除く。)
太陽光発電設備又は太陽熱利用温水器の工事
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の電化製品又は家具の設置
電話、インターネット回線等のみの工事
防犯ライト等の警備機器の設置
雨水タンク設備の設置
下水道、合併処理浄化槽工事(浴室、トイレ、キッチン等の改修に伴う工事は対象。)
防虫・消毒処理等(シロアリ駆除、消臭・抗菌処理、除湿など。)
ハウスクリーニング、排水管の清掃等
介護保険法(平成9年法律第123号)第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給の対象となる工事 (工事内容及び経費が明確に区分でき、本補助事業と重複しないことが確認できるものを除く)
他の制度により補助の対象となった工事
公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
その他町長が補助対象工事として認めない工事



## ～申請から支払いまでの流れ～

### ①交付申請

#### 申請書類

- 甘楽町空き家リフォーム補助金交付申請書
- 住民登録等調査同意書
- 空き家の案内図
- 内訳の明細が記載された工事の見積書の写し
- 工事を行う予定箇所の現場写真
- 空き家を取得したことを証明する書類の写し(建物登記事項証明書(未登記の場合にあっては、売買契約書の写し等))
- 空き家の建物登記事項証明書に2人以上の共有者の記載がある場合にあつては、当該共有者からの工事についての同意書
- 耐震性が確認できる書類の写し(補助対象工事で耐震改修工事を行う場合を除く。)
- 空き家であることの確約書
- 定住確約書
- 補助対象者に町税等の滞納がないことがわかる証明書(納税証明書等)
- 補助対象者の住民票の写し
- 委任状(代理者による交付申請を行う場合に限る。)



### ②申請内容審査&補助金の交付決定(申請者へ交付決定通知書を通知します。)

交付決定後に工事着工開始！！

### ③完了報告(工事完了後)

報告書類(工事完了後、30日を経過する日、または1月末日いずれか早い日まで)

- 甘楽町空き家リフォーム補助金工事完了報告書
- 工事費の領収書の写し書
- 工事の完了後の現場写真
- 空き家への転居及び転入したことがわかるもの(住民票等)
- 耐震性が確認できる書類の写し(補助対象工事で耐震改修工事を行った場合に限る。)
- 甘楽町空き家リフォーム補助金交付請求書
- 振込口座のわかるもの(通帳等)の写し(交付決定者名義の口座に限る。)



### ④補助金の交付確定&支払い

(問い合わせ先)

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161-1

甘楽町 企画課 企画調整係

TEL : 0274-74-3133/FAX : 0274-74-5813

MAIL : [kikaku@town.kanra.lg.jp](mailto:kikaku@town.kanra.lg.jp)